

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

				資料番号	15	担当課	県民生活課
法令名	消費生活協同組合法	根拠条項	50の13	不利益処 分の種類	共済計理人の解任の命令		
消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)							
第50条の13 <u>行政庁は、共済計理人が、この法律又はこの法律に基づいてする行政庁の処分に違反したときは、当該組合に対し、その解任を命ずることができる。</u>							